

国土交通省組織令の一部を改正する政令案要綱

第一 道路局に国道・技術課及び環境安全・防災課を置くこと。

(第百五条、第百十条、第百十一条及び附則第十八条関係)

第二 道路局企画課の所掌事務を変更すること。

(第百九条関係)

第三 海事局に海技課を置くこと。

(第百四十条及び第百五十四条関係)

第四 海事局総務課、安全政策課及び船員政策課の所掌事務を変更すること。

(第百四十一条、第百四十二条及び第百四十四条関係)

第五 地方気象台の数を五十五とすること。

(第百四十二条関係)

第六 運輸安全委員会事務局総務課及び参事官の所掌事務を変更すること。

(第百四十三条の三及び第百四十三条の四関係)

第七 その他所要の規定の整備を行うこと。

第八 この政令は、平成三十年四月一日から施行すること。

(附則関係)